

平成30年度「青森工芸品パリテストマーケティング事業」に係る企画提案募集要項

この要項は、平成30年度「青森工芸品パリテストマーケティング事業」を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

海外への販路開拓に意欲ある県内工芸品製造者を対象に、海外での販路開拓に必要な知識等を習得させるとともに、パリでのテストマーケティングやPR等を実施することにより、本県工芸品の商品競争力や海外での認知度を高め、販路開拓を支援する。

2 委託事業の概要

(1) 名称

青森工芸品パリテストマーケティング事業

(2) 事業内容

県内工芸品製造者に対し、海外での販路開拓に向けた幅広い知識、商品等に関するアドバイスを実施するとともに、集客力のあるパリの店舗において、本県工芸品のテストマーケティングを実施し、その結果を受けて商品の更なるブラッシュアップに向けた指導を行うことにより、市場ニーズに合致した競争力のある商品づくりを促し、海外への販路開拓を支援する事業とし、これに必要な以下の業務を行うものとする。

①販路開拓セミナーの開催

海外インテリア市場の現状や最新のトレンド、海外展開におけるノウハウを提供する海外販路開拓セミナーを青森市内において1回開催する。なお、会場の借上に係る経費については別途県が負担する。

②ブラッシュアップセミナーの開催

テストマーケティング出品商品の選定や価格設定等のアドバイスを行うセミナーを青森市内において1回開催する。なお、会場の借上に係る経費については別途県が負担する。

③現地テストマーケティング・セクション会議開催

パリの店舗で1ヶ月間のテストマーケティングを実施し、その結果をとりまとめるとともに、テストマーケティング期間中に、参加事業者が現地バイヤーから、欧州で売れるデザインなどの商品開発に向けた実践的なアドバイスを受けるセクション会議を開催する。なお、テストマーケティングの実施については、事前に出品商品を紹介するチラシ等を作成し、HP等の広告媒体により、現地バイヤー等に対し広く情報発信する。また、参加事業者が現地滞在中に関係機関等を訪問する際には、必要に応じて同行支援を行う。

なお、参加事業者は10者程度を想定しており、商品の運送料、関税、VAT等の経費については事業者が負担する。また、会場の借上に係る経費については受託者が負担する。

④フォローアップセミナーの開催

テストマーケティングの結果を踏まえた今後の欧州への販路開拓についてのアドバイスを行うフォローアップセミナーを青森市内において1回開催する。なお、会場の借上に係る経費については別途県が負担する。

⑤報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、県に提出する。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月15日まで

4 予算額

6,010千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

応募する時点で、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 伝統工芸分野の指導に関する実績を有し、かつ当該事業を的確に遂行するための能力を有していること。
- (2) フランスパリ市内に常設販売店舗を有していること。
- (3) 県との連絡調整や県内工芸品製造者の支援等において日本語により行うことができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

6 提案内容

- (1) 事業の全体像
事業概要を記載すること。
- (2) 事業実施体制・スケジュール
本事業に関わる担当者の役割、配置体制、事業開始から終了までのスケジュールを記載すること。
- (3) 販路開拓セミナー及びブラッシュアップセミナーについて
販路開拓セミナーの内容、ブラッシュアップセミナーのアドバイスの実施方針及びアドバイザーの経歴等について記載すること。
- (4) 現地テストマーケティング・セレクション会議について
テスト販売の実施方法、店舗概要、PR・情報発信方法、セレクション会議出席予定現地バイヤー、販売データの収集・分析方法について記載すること。
- (5) フォローアップセミナーについて
フォローアップセミナーの内容及び指導方針について記載すること。
- (6) その他アピールポイント
その他アピールポイントがあれば記載すること。
- (7) 事業実績
過去に受託した類似事業の実績について記載すること。

7 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成30年4月12日（木）から4月25日（水）まで【17時必着】

(2) 応募方法

郵送又は持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、募集期間のうち土曜日及び日曜日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

①企画提案提出書（様式1及び付表）

②企画提案書

「企画提案書目次」（様式2）の次に、上記「6. 提案内容」を記載した資料（A4・様式任意）を綴るものとする。

③見積書

事業にかかる経費について、項目、単価、数量等具体的な内容がわかるように記載すること

④提案者の概要がわかるもの（会社案内等）

(4) 提出部数

5部（正本1部、副本（正本のコピー）4部）

8 審査方法及び選考基準

(1) 審査方法

書類により審査する。

(2) 選考基準

①事業実施体制・スケジュールの妥当性

②販路開拓セミナー及びブラッシュアップセミナー実施方法の妥当性

③現地テストマーケティング・セレクション会議実施方法の妥当性

④フォローアップセミナー実施方法の妥当性

⑤類似業務の受託実績

⑥経費の妥当性

9 選考結果の通知と委託契約の締結等

(1) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、提案者全員に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結

①委託契約の締結にあたっては、企画提案書等の内容をもとに、委託先候補者との業務の履行に必要な具体的な協議を行い、あらためて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで、随意契約による委託契約を締結する。

②企画提案の内容、規模及び経費等については、協議のうえ変更することがある。

③委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき締結する。

10 企画提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間

平成30年4月12日（木）から4月23日（月）（17時必着）とする。

(2) 質問方法

質問書（様式3）により、質問の趣旨を明確にしたうえで、下記「12 問い合わせ先・応募窓口」あてに FAX または電子メールにより問い合わせることとし、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに FAX 又は電子メールで回答する。

11 その他留意事項

(1) 企画提案及び応募に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 使用言語は日本語とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 委託業務の実施にあたっては、委託契約書及び仕様書の従うとともに、関係法令を遵守すること。

(5) 委託業務を履行するにあたり、個人情報を取り扱い場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。

(6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して定める。

12 応募窓口・問い合わせ先

青森県観光国際戦略局国際経済課経済交流グループ（担当：岩谷（いわや））

所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1（県庁西棟4階）

T E L : 017-734-9730

F A X : 017-734-8119

電子メール：kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp